



埼玉県報

第 2 5 5 0 号
平成 2 5 年 1 2 月 6 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の仮認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [川越都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [飯能都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [妻沼西南土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [大里用水土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [種足野通川土地改良区の解散認可\(農村整備課\)](#)
- [富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の確知ができない宅地建物取引業者の県報公告\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県立図書館システム機器等賃貸借に関する入札公告\(浦和図書館\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第千六百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十一月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人福祉ライフサポート
- 三 代表者の氏名
三宅 雄次
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市北原台三丁目十二番二十九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす障害者（児）やその家族及び、支援を必要とする人々に対して必要とする生活支援や援助の提供に関する事業を行い、誰もがその人らしく安心して豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人ふれあいねっと

二 代表者の氏名

尾 上 道 雄

三 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市大字瓦葺二七一六尾山台団地自治会事務所内

四 当該仮認定の有効期間

平成二十五年十二月六日から平成二十八年十二月五日まで

告 示

埼玉県告示第千六百九十七号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

長田ビル

埼玉県八潮市中央三丁目十二番六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 太田清徳

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

株式会社55ステーション 代表取締役 松橋徹

東京都千代田区三崎町一丁目三番十二号

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

二 届出年月日

平成二十五年十一月二十五日

ニ 縦覧期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

長田ビル

埼玉県八潮市中央三丁目十二番六号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四一台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）A 一立体駐車場一階 二十四時間

A 二立体駐車場二階 二十四時間

（変更後）A 一立体駐車場一階 二十四時間

ハ 変更年月日

平成二十六年七月二十六日

ニ 届出年月日

平成二十五年十一月二十五日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

宮原ビル

埼玉県川口市大字榛松三百一番地の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間百日前九時）から午後十時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）敷地内駐車場 午前九時三十分（年間百日前八時三十分）から

午後十時

隔地駐車場一 午前九時三十分（年間百日前八時三十分）から

午後十時

隔地駐車場二 午前九時三十分（年間百日前八時三十分）から

午後十時

（変更後）敷地内駐車場 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場一 午前八時三十分から午後十時

隔地駐車場二 午前八時三十分から午後十時

八 変更年月日

平成二十五年十一月二十六日

二 届出年月日

平成二十五年十一月二十五日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）東松山商業施設

埼玉県東松山市あずま町四丁目八番三

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番一

株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市西区小針四丁目九番一号

ウエルシア関東株式会社 代表取締役 水野秀晴

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番七号

株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治

東京都港区赤坂九丁目七番一号

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号 外二者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年七月二十六日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

八千四百七十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四一〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七五立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

A棟 株式会社ジーユー 午前十時から午後九時

B棟 株式会社チヨダ 午前十時から午後九時

C棟 未定 午前十時から午後九時

D棟 ウエルシア関東株式会社 午前九時から翌午前〇時

E棟 株式会社カスミ 午前九時から翌午前〇時

F棟 株式会社トップカルチャー 午前八時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前六時から午後十時

荷さばき施設 午前六時から午前十時

荷さばき施設 午前六時から午前十時

荷さばき施設 午前六時から午前十時

荷さばき施設 午前六時から午後十一時

荷さばき施設 午前三時から午後十時

荷さばき施設 午前四時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年十一月二十五日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百三二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア薬品なめがわ店

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目二十九番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年七月二十七日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千三百六十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十五年十一月二十六日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、妻沼西南土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	柿 沼 昌 夫	埼玉県熊谷市弥藤吾千五百八番地

告 示

埼玉県告示第七百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十五年十一月二十五日認可した。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大里用水利地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告示

埼玉県告示第七百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十五年十一月二十六日認可した。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

種足野通川土地改良区

二 事務所の所在地

加須市

告 示

埼玉県告示第七百七号

富士見市長から富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社サンホーム	三浦宏明	埼玉県久喜市鷲宮二千五百十五番地四

告 示

埼玉県告示第七百九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立図書館システム機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年3月1日(土)から平成30年11月30日(金)まで。ただし、平成26年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立浦和図書館長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号 埼玉県立浦和図書館システム管理担当 金子、押井 電話048-829-2821（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年1月16日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年1月15日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年1月16日（木）午前11時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県立浦和図書館 平成26年1月16日（木）午前11時15分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年12月26日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年12月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Equipment for integrated public library system

(2) Time-limit for the tender:

By the electronic tender system; 11:00 a.m. January 16, 2014

By mail; 5:00 p.m. January 15, 2014

In person; 11:00 a.m. January 16, 2014

(3) Contact point for the notice:

Saitama Prefectural Urawa Library, Takasago3-1-22, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-0063, Telephone 048-829-2821

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年六月三日

指令川建セ第二五 二二二 号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月三日

川建セ第二五 一 二二 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字登戸一六六番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久保田一七二九番地一 ラ・スペランツァ A 201
号室

加藤 亜弓

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十一月二十日

指令越建セ第二五〇〇二九一号

二 検査済証番号

平成二十五年十一月二十八日

越建セ第四〇〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目三百六十二番二、三二六番地五、

三二六番地七、三二六番地十、三百二十六番地十一、三百二十六番地十三、

三百二十三番地九、三二九番地二、三二九番地四、三二九番地五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目八番二十四号

株式会社 住 計画工房 代表取締役 安澤 功

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十一月十三日

指令越建セ第二四〇〇六九一号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月四日

越建セ第四〇五十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字佐内新田前千七百五十六番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南二―三―一一

小島 幸恵

告 示

埼玉県選管告示第百二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、新座市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十五年十二月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
新座市生涯学習センター	埼玉県新座市東北二丁目三十六番十一号	新座市教育委員会	百五十四人

告 示

埼玉県選管告示第百二十三号

新座市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十五年十二月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所 在 地	管 理 者	収容人員
西堀集会所	埼玉県新座市西堀一丁目十番三十二号	新座市長	二百十人
北野集会所	埼玉県新座市北野二丁目十五番一号	新座市長	五十人
武野集会所	埼玉県新座市栗原三丁目七番七号	新座市長	二百二十四人
堀ノ内集会所	埼玉県新座市堀ノ内二丁目二番二十八号	新座市長	百七十人
野寺集会所	埼玉県新座市野寺二丁目五番二十五号	新座市長	五十人
野火止集会所	埼玉県新座市野火止七丁目十八番三十六号	新座市長	五十人
大和田集会所	埼玉県新座市大和田五丁目十二番二十五号	新座市長	五十人
北原集会所	埼玉県新座市石神一丁目一番三号	新座市長	二百人

新座一丁目集会所	西分集会所	野火止五丁目集会所	野寺上集会所	中野集会所	中原・本多集会所	栄中央集会所	北野・東北集会所	大和田杉山集会所	池田・前原集会所	あたご・菅沢集会所	野火止八丁目集会所
埼玉県新座市新座一丁目十番八号	埼玉県新座市野火止三丁目五番十五号	埼玉県新座市野火止五丁目二十九番三十四号	埼玉県新座市野寺五丁目五番十二号	埼玉県新座市中野一丁目二番三号	埼玉県新座市野火止二丁目七番十二号	埼玉県新座市栄四丁目五番二十三号	埼玉県新座市北野三丁目八番二十六号	埼玉県新座市大和田四丁目六番三十一号	埼玉県新座市池田五丁目十番二十九号	埼玉県新座市あたご三丁目十三番六号	埼玉県新座市野火止八丁目七番二十八号
新座市長	新座市長	新座市長	新座市長	新座市長	新座市長	新座市長	新座市長	新座市長	新座市長	新座市長	新座市長
九十人	二百人	百五十八人	二百人	百十人	百三人	二百三十人	二百人	二百三十人	百四十七人	百二十五人	五十人

馬場集会所	栗原の森集会所
埼玉県新座市馬場四丁目三番三十六号	埼玉県新座市栗原二丁目四番四十一号
新座市長	新座市長
百人	百人